

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
水中部施工状況確認業務 H30.4.1 ~ H31.3.31 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.4.2	(一社)日本潜水協会 東京都港区新橋3-4-10	2010405001061	一般競争入札 (総合評価)	77,472,688	65,880,000	85.0%	
港湾・空港整備に係る沿岸気象海象情報の予測情報等提供業務 H30.4.1 ~ H31.3.31 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.4.2	(一財)沿岸技術研究センター 東京都港区西新橋1-14-2	2010005018571	一般競争入札 (総合評価)	49,144,075	48,600,000	98.9%	
関東地方整備局管内港湾・空港技術審査補助業務 H30.4.2 ~ H31.3.25 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.4.2	(一財)港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞が関3-3-1	5010005002705	一般競争入札 (総合評価)	7,872,080	7,182,000	91.2%	
船舶機械技術資料作成業務 H30.4.2 ~ H31.3.29 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.4.2	(一財)港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞が関3-3-1	5010005002705	一般競争入札 (総合評価)	19,069,783	17,539,200	92.0%	
鹿島港外港地区航路・泊地(-14m)他浚渫工事 茨城県鹿島港内及び鹿島灘 H30.4.13 ~ H30.11.30 港湾等しゅんせつ工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.4.13	東亜・本間特定建設工事共同企業体 代表者 東亜建設工業(株)東京支店 東京都中央区日本橋室町4-1-6	-	一般競争入札 (総合評価)	1,238,303,819	1,115,100,000	90.1%	
建設資材等価格調査 H30.4.13 ~ H31.3.29 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.4.13	(一財)経済調査会 東京都港区新橋6-17-15	1010005002667	一般競争入札 (総合評価)	20,933,257	20,088,000	96.0%	
茨城港常陸那珂港区中央ふ頭地区岸壁(-12m)築造工事 茨城県茨城港常陸那珂港区内 H30.4.18 ~ H31.3.22 港湾土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.4.18	東亜・りんかい日産特定建設工事共同企業体 代表者 東亜建設工業(株)東京支店 東京都中央区日本橋室町4-1-6	-	一般競争入札 (総合評価)	1,148,635,217	1,034,640,000	90.1%	
港湾及び空港における工事安全対策検討業務 H30.4.27 ~ H31.3.8 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.4.27	(特)みなとサポート 横浜市中区海岸通3-12-1	9020005005091	一般競争入札 (総合評価)	4,725,278	4,644,000	98.3%	
船舶機械施工確認業務 H30.4.27 ~ H31.3.29 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.4.27	(株)ポルテック 東京都千代田区内神田1-8-1	5010401047320	一般競争入札 (総合評価)	11,170,346	10,584,000	94.8%	
平成30年5月分 該当なし									

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
横浜港南本牧地区岸壁(-18m)(耐震)上部等工事 横浜市中区南本牧地先 H30.6.6 ~ H31.6.28 港湾土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.6.6	若築建設(株)横浜支店 横浜市中区尾上町1-6	6290801012011	一般競争入札 (総合評価)	2,708,082,612	2,445,120,000	90.3%	
平成30年7月分 該当なし									
東京国際空港B誘導路及びC誘導路土質調査 東京都大田区羽田空港東京国際空港内 H30.8.9 ~ H31.3.15 測量・調査	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.8.9	東京国際空港B誘導路及びC誘導路土質調査中央開発・川崎地質設計共同体 代表者 中央開発(株)東京支社 東京都新宿区西早稲田3-13-5	-	指名競争入札 (公募型競争入札) (総合評価)	220,497,558	216,000,000	98.0%	
東京国際空港国際線地区連絡道路橋ランプ部上部工事 東京都大田区羽田空港東京国際空港内 H30.9.13 ~ H32.3.31 港湾等鋼構造物工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.9.13	横河住金ブリッジ・三井E&S鉄構エンジニアリング特定建設工事共同企業体 茨城県神栖市砂山16-5	-	一般競争入札 (総合評価)	1,498,046,400	1,475,280,000	98.5%	
鹿島港外港地区南防波堤築造工事 茨城県 鹿島港内 H30.9.28 ~ H32.3.16 港湾土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.9.28	東亜建設工業(株)東京支店 東京都中央区日本橋室町4-1-6	3011101055078	一般競争入札 (総合評価)	1,331,388,685	1,199,880,000	90.1%	
横浜港本牧沖土質調査 横浜市中区本牧ふ頭地先 H30.10.18 ~ H31.3.22 測量・調査	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.10.18	明治コンサルタント(株)東京支店 東京都千代田区六番町2	5430001072841	指名競争入札 (公募型競争入札) (総合評価)	124,619,166	104,220,000	83.6%	
東京国際空港東側整備地区エプロン他舗装改良工事 東京都大田区羽田空港東京国際空港内 H30.10.25 ~ H31.10.17 空港等舗装工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.10.25	大成ロテック(株)南関東支社 東京都江東区塩浜2-7-20	4010001034835	一般競争入札 (総合評価)	1,050,568,256	947,160,000	90.2%	
横浜港南本牧地区コンテナヤード整備工事 横浜市中区南本牧地先 H30.11.7 ~ H31.5.31 空港等土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.11.7	若築建設(株)横浜支店 横浜市中区尾上町1-6	6290801012011	一般競争入札 (総合評価)	1,730,951,814	1,558,440,000	90.0%	
東京国際空港A滑走路横断誘導路舗装等工事 東京都大田区羽田空港東京国際空港内 H30.11.19 ~ H31.11.12 空港等舗装工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.11.19	(株)NIPPO関東第一支店 東京都新宿区西新宿3-7-1	9010001034987	一般競争入札 (総合評価)	1,258,249,568	1,182,600,000	94.0%	
平成30年12月分 該当なし									

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
平成31年1月分 該当なし									
平成31年2月分 該当なし									
東京国際空港A滑走路他舗装改良等工事 東京都大田区羽田空港東京国際空港内 H31.3.28 ~ H32.3.20 空港等舗装工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H31.3.28	大成ロテック(株)南関東支社 東京都江東区塩浜2-7-20	4010001034835	一般競争入札 (総合評価)	2,176,689,142	1,960,200,000	90.1%	

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員数	備考
川崎港臨港道路東扇島水江町線主橋梁部(MP3)橋梁下部工事 川崎市川崎区京浜運河 H30.4.1 ~ H32.1.31 港湾土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.4.2	東亜・若葉・みらい特定建設工事 共同企業体 代表者 東亜建設工 業(株)横浜支店 横浜市中区太田町1-15	—	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-1のとおり	1,410,430,958	1,408,320,000	99.9%		
川崎港臨港道路東扇島水江町線主橋梁部(MP4)橋梁下部工事 川崎市川崎区京浜運河 H30.4.1 ~ H31.1.31 港湾土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.4.2	大成・東洋・大豊特定建設工事共同 企業体 代表者 大成建設(株)横浜 支店 横浜市中区長者町6-96-2	—	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-2のとおり	1,327,518,675	1,327,320,000	100.0%		
川崎港臨港道路東扇島水江町線主橋梁部(MP5・6)橋梁下部工事 川崎市川崎区京浜運河 H30.4.1 ~ H31.4.30 空港等土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.4.2	清水・五洋特定建設工事共同企業 体 代表者 清水建設(株)土木東 京支店 東京都中央区京橋2-16-1-1 O	—	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-3のとおり	1,521,828,357	1,520,100,000	99.9%		
東京国際空港D滑走路維持管理等工事 東京都大田区羽田空港 東京国際空港内 H30.4.1 ~ H31.3.31 空港等舗装工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.4.2	鹿島・あおみ・大林・五洋・清水・新日鉄住金エンジ ンFEエンジニア・大成・東亜・東洋・西松・前田・三菱重工・ みらい・若葉工種建設工事共同企業体 代表者 鹿島建設(株)東京土木支店 東京都港区元赤坂1-3-8	—	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-4のとおり	647,714,210	639,360,000	98.7%		
東京国際空港工事等関係者情報管理システムの構築 に向けた検討業務 H30.4.13 ~ H30.9.14 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.4.13	(一財)港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞が関3-3-1	5010005002705	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-5のとおり (簡易公募型プロポーザル)	29,692,070	28,080,000	94.6%		
平成30年5月分 該当なし										
東京国際空港における耐震設計等の高度化及び空港 舗装の品質向上に関する研究委託 H30.6.26 ~ H31.3.25 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.6.26	国立研究開発法人海上・港湾・航 空技術研究所 横須賀市長瀬3-1-1	5012405001732	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-6のとおり	146,367,182	146,367,182	100.0%		
大水深岸壁等の効果的・効率的な整備手法等に関す る研究委託 H30.6.27 ~ H31.3.25 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.6.27	国立研究開発法人海上・港湾・航 空技術研究所 横須賀市長瀬3-1-1	5012405001732	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-7のとおり	93,134,509	93,134,509	100.0%		
三次元流動及び食物連鎖が再現可能な東京湾海域 環境予測モデルの構築に関する研究委託 H30.6.27 ~ H31.3.25 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.6.27	国立研究開発法人海上・港湾・航 空技術研究所 横須賀市長瀬3-1-1	5012405001732	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-8のとおり	30,714,676	30,714,676	100.0%		
東京湾水環境再生計画に基づく環境修復活動の適 地・手法検討業務 H30.7.31 ~ H31.2.25 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.7.31	(一財)みなと総合研究財団 東京都港区虎ノ門3-1-10	8010405009702	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-9のとおり (簡易公募型プロポーザル)	18,008,073	17,928,000	99.6%		
平成30年8月分 該当なし										
クルーズを通じた地域振興等の方策に係る検討業務 H30.9.19 ~ H31.3.29 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.9.19	(一財)みなと総合研究財団 東京都港区虎ノ門3-1-10	8010405009702	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-10のとおり (簡易公募型プロポーザル)	27,756,072	25,023,600	90.2%		

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員数	備考
CONPAS改修及びコンテナ輸送効率化実証業務 H30.10.1 ~ H31.3.29 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.10.1	CONPAS改修及びコンテナ輸送効率化実証業務 など総研・三井E&Sマシナリー設計共同体 代表者 (一財)みなと総合研究財団 東京都港区虎ノ門3-1-10	-	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-11とあり (簡易公募型プロポーザル)	58,558,347	57,996,000	99.0%		
関東地方整備局海洋環境整備船建造技術検討業務 H30.10.16 ~ H31.4.30 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.10.16	(一社)日本作業船協会 東京都千代田区有楽町1-12-1 新有楽町ビル	3010005017267	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-12のとおり	20,203,243	19,440,000	96.2%		
海外先進港の動向を踏まえた大水深・高規格コンテナターミナルの生産性向上方策検討業務 H30.10.17 ~ H31.3.20 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.10.17	(一財)国際臨海開発研究センター 東京都千代田区麹町1-6-2	4010405010523	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-13のとおり (簡易公募型プロポーザル)	14,187,756	14,115,600	99.5%		
みなとオアシスを活用した地域振興方策の検討業務 H30.10.24 ~ H31.3.18 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.10.24	(一社)ウォーターフロント協会 東京都港区芝浦3-11-9	2010405000055	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-14のとおり (簡易公募型プロポーザル)	14,961,201	14,958,000	100.0%		
ビーチのインバウンド観光資源化のための活用・管理 方策検討業務 H30.10.30 ~ H31.3.18 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.10.30	(一社)日本マリナー・ビーチ協会 東京都千代田区麹町4-5海事セ ンタービル2階	6010005018733	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-15のとおり (簡易公募型プロポーザル)	8,374,046	8,316,000	99.3%		
管内の港湾及び静脈物流ネットワークを活用した災害 廃棄物への対応方策に係る基礎検討業務 H30.10.31 ~ H31.3.20 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.10.31	(一財)みなと総合研究財団 東京都港区虎ノ門3-1-10	8010405009702	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-16のとおり (簡易公募型プロポーザル)	14,849,160	14,796,000	99.6%		
作業船の運航における環境保全技術検討業務 H30.10.31 ~ H31.3.20 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.10.31	(一社)日本海上起重技術協会 東京都中央区日本橋馬喰町1-3 -8	4010005003687	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-17のとおり (簡易公募型プロポーザル)	4,935,742	4,860,000	98.5%		
関東管内の港湾における事業継続計画検討業務 H30.11.7 ~ H31.3.15 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.11.7	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-18のとおり (簡易公募型プロポーザル)	14,133,247	13,953,600	98.7%		
みなとカメラ仕様検討業務 H30.11.14 ~ H31.10.31 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.11.14	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-19のとおり (簡易公募型プロポーザル)	62,191,523	61,020,000	98.1%		
平成30年12月分 該当なし										
シャーン共同利用による港湾物流効率化検討業務 H31.1.9 ~ H31.3.29 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H31.1.9	(一財)みなと総合研究財団 東京都港区虎ノ門3-1-10	8010405009702	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-20のとおり (簡易公募型プロポーザル)	25,291,185	25,056,000	99.1%		
横浜港生態系環境再生調査 H31.1.9 ~ H31.6.28 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H31.1.9	(一財)みなと総合研究財団 東京都港区虎ノ門3-1-10	8010405009702	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-21のとおり (簡易公募型プロポーザル)	53,625,141	53,308,800	99.4%		

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員数	備考
平成31年2月分 該当なし										
平成31年3月分 該当なし										

1. 工 事 名 川崎港臨港道路東扇島水江町線主橋梁部(MP3)橋梁下部工事
2. 契約の相手方 東亜・若築・みらい特定建設工事共同企業体
3. 理 由

本工事は、川崎港臨港道路東扇島水江町線のうち、京浜運河を横断する主橋梁部のMP3橋脚下部（鋼管矢板井筒基礎及び橋脚）を施工するものであり、平成27年3月から平成29年3月まで工期を確保し契約を行った。

本橋梁は、京浜運河を航行する船舶の航行空間を確保するとともに、東京国際空港の空域制限をふまえ主塔高を抑えた構造形式となっており、東日本で最長の支間長を持つ斜張橋となる。主橋脚となるMP3の基礎構造については、水深が約17mと深く、水面下58mの支持層に基礎工を構築するため、大水深、軟弱地盤、支持層が深い場合でも施工が可能な鋼管矢板井筒基礎を採用した。

平成28年度は、有識者を交えた検討の結果、鋼管矢板打設の施工試験を行うこととなったが、施工試験の結果の検証及び鋼管矢板打設方法の決定に想定外の時間を要したため、平成29年度へ繰り越した。鋼管矢板で締め切り後、地盤の掘削を進めたが、隣接する工区の鋼管矢板井筒基礎において、山留支保工に当初想定を超える応力が観測されたため、本工区においても地盤条件の再検証を行った。その結果、途中の軟弱層が、事前に有識者の意見を踏まえ設定した土質特性以上に軟弱であったため、山留支保部材の剛性強化を図ることとしたが、その設計と製作に時間を要したため、既契約工事での完成は不可能となった。

鋼管矢板井筒基礎による橋脚下部工の工事においては、鋼管矢板で締め切り、地盤を所要の深さまで掘削、底盤コンクリートを打設した後、山留支保工を設置し、井筒内を排水した状態で、頂版コンクリート及び橋脚を連続して構築するため、鋼管矢板（仮締切兼用）には長期間にわたり大きな水圧や土圧が作用することとなる。このため、現場においては、鋼管矢板に生じる残留応力を規定値内に抑え橋梁基礎としての所要の機能を確保するとともに、施工中の鋼管矢板の崩壊を招かないように、山留支保工に作用する応力や鋼管矢板の応力等を絶えず計測・監視し、必要に応じて補強を行いつつ施工する。特に、前工事の施工者が提案し、設計を行った大火打ち構造の山留支保工については、前工事の施工者固有の解析手法により補強の要否や補強方法を決定することが不可

欠となる。

前工事の実施後では、前工事の施工者が行った大火打ち構造の山留め支保工の設計の詳細、及び鋼管矢板に生じる残留応力を予測する施工者固有の解析手法の詳細については、前工事の施工者以外では知り得ず、したがって、土圧や水圧等の計測結果から行った補強の要否、補強方法の判断の詳細も知り得ない。よって、一貫した判断に基づき、仮仕切兼用の鋼管矢板の崩壊を招かず、施工の安全性を確保し、橋梁下部としての構造物の安全性を確保できるのは、前工事の施工者に限られることから、競争が存在しない。

従って、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」第13条第1項に規定する「既契約工事の調達の相手方以外の者から調達したならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生じるおそれがあるとき」に該当することから、随意契約を締結することが最も適切である。

4. 適用法令

会計法第29条の3第4項

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項

1. 工 事 名 川崎港臨港道路東扇島水江町線主橋梁部(MP4)橋梁下部工事

2. 契約の相手方 大成・東洋・大豊特定建設工事共同企業体

3. 理 由

本工事は、川崎港臨港道路東扇島水江町線のうち、京浜運河を横断する主橋梁部のMP4橋脚下部（ニューマチックケーソン基礎及び橋脚）を施工するものであり、平成27年3月から平成29年3月までの工期を確保し契約を行った。

本橋梁は、京浜運河を航行する船舶の航行空間を確保するとともに、東京国際空港の空域制限を踏まえ主塔高を抑えた構造形式となっており、東日本で最長の支間長を持つ斜張橋となる。主橋脚となるMP4の基礎構造については、施工中も運河の航路幅を確保しつつ、水面下6.3mの支持層に基礎工を構築するため、狭隘な現場でも施工可能なニューマチックケーソン基礎を採用した。

平成28年度は、運河上での施工に必要な仮設栈台の鋼管杭打設に際して、近隣企業への振動対策に時間を要したため、平成29年度へ繰り越した。仮設栈台の設置後、ケーソンの掘削・沈下を進めたが、途中の軟弱層が、事前に有識者の意見を踏まえ設定した土質特性以上に軟弱であったため、ケーソンが過沈下・傾斜し、掘削設備が破損する恐れも生じた。このため、計測管理結果に基づく適切な掘削範囲・掘削量を設定するとともに、ケーソン1段当たりの構築量を半分として自重を軽減することで沈下量を抑制したが、既契約工事での完成は不可能となった。

ニューマチックケーソン基礎による橋梁下部工の工事においては、掘削作業空間が水没しないように常時高圧設備で圧気しつつ、ケーソンを精度良く掘削・沈設させ、支持層及び地盤と一体化することにより、橋梁の荷重を確実に支えることが重要である。

ニューマチックケーソン基礎工の施工の安全性と橋梁基礎としての所要の機能を確保するため、ケーソンの掘削に際しては、土圧や水圧、周面摩擦力等を常に計測し、土層毎の沈下抵抗力を把握した上で、これまでの掘削履歴を参考としつつ、現場の土質特性を踏まえた施工者固有のノウハウに基づき決定した掘削範囲や掘削量、空気圧等を調整しながらケーソンの姿勢を制御し、精度良く施工することが不可欠である。

前工事の実施後では、掘削途中の土層毎の周面摩擦力等の特性の詳細については前工事の施工者以外では知り得ず、したがって、ケーソンの沈下量の抑制や姿勢制御のために行った対策の判断の詳細も知り得ない。また、前工事における施工履歴を踏まえ、計測結果を掘削範囲や掘削量、空気圧の調整に反映させるノウハウは施工者固有のものである。よって、一貫した判断に基づき、安全かつ精度良くニューマチックケーソンを支持層まで着底させ、橋梁基礎としての構造物の安全性を確保できるのは、前工事の施工者に限られることから、競争が存在しない。

従って、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」第13条第1項に規定する「既契約工事の調達の相手方以外の者から調達したならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生じるおそれがあるとき」に該当することから、随意契約を締結することが最も適切である。

適用法令

会計法第29条の3第4項

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項

1. 工 事 名 川崎港臨港道路東扇島水江町線主橋梁部(MP5・6)橋梁下部工事

2. 契約の相手方 清水・五洋特定建設工事共同企業体

3. 理 由

本工事は、川崎港臨港道路東扇島水江町線のうち、京浜運河を横断する主橋梁部のMP5及びMP6橋脚下部（ニューマチックケーソン基礎及び橋脚）を施工するものであり、平成27年3月から平成29年3月まで工期を確保し契約を行った。

本橋梁は、京浜運河を航行する船舶の航行空間を確保するとともに、東京国際空港の空域制限を踏まえ主塔高を抑えた構造形式となっており、東日本で最長の支間長を持つ斜張橋となる。水江町地区側については、近傍企業へ振動による影響を与えないよう配慮する必要があるため、陸上部で施工するMP5・6の基礎については、振動の発生が少ないニューマチックケーソン基礎を採用することになった。

平成28年度は、現市道の切り回しを行うにあたり、近傍企業から大型車両を用いた走行試験の実施を要望されたこと、走行試験の結果を受けて道路線形の見直しや電柱移設等を行うこととなったことから、その調整に想定外の時間を要したため、平成29年度へ繰り越した。工事区域に支障する現市道の切り回しを行った後、ケーソンの掘削・沈下を進めたが、途中の軟弱層が、事前に有識者の意見を踏まえ設定した土質特性以上に軟弱であったため、ケーソンが過沈下・傾斜し、掘削設備が破損する恐れも生じた。このため、計測管理結果に基づく適切な掘削範囲・掘削量を設定するとともに、付け刃口設置により沈下抵抗力を増強することで沈下量を抑制したが、既契約工事での完成は不可能となった。

ニューマチックケーソン基礎による橋梁下部工の工事においては、掘削作業空間が水没しないように常時高圧設備で圧気しつつ、ケーソンを精度良く掘削・沈設させ、支持層及び地盤と一体化することにより、橋梁の荷重を確実に支えることが重要である。

ニューマチックケーソン基礎工の施工の安全性と橋梁基礎としての所要の機能を確保するため、ケーソンの掘削に際しては、土圧や水圧、周面摩擦力等を常に計測し、土層毎の沈下抵抗力を把握した上で、これまでの掘削履歴を参考としつつ、現場の土質特性を踏まえた施工者固有のノウハウに基づき決定した掘削範囲や掘削量、空気圧等を調

整しながらケーソンの姿勢を制御し、精度良く施工することが不可欠である。

前工事の実施後では、掘削途中の土層毎の周面摩擦力等の特性の詳細については前工事の施工者以外では知り得ず、したがって、ケーソンの沈下量の抑制や姿勢制御のために行った対策の判断の詳細も知り得ない。また、前工事における施工履歴を踏まえ、計測結果を掘削範囲や掘削量、空気圧の調整に反映させるノウハウは施工者固有のものである。よって、一貫した判断に基づき、安全かつ精度良くニューマチックケーソンを支持層まで着底させ、橋梁基礎としての構造物の安全性を確保できるのは、前工事の施工者に限られることから、競争が存在しない。

従って、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」第13条第1項に規定する「既契約工事の調達の相手方以外の者から調達したならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生じるおそれがあるとき」に該当することから、随意契約を締結することが最も適切である。

4. 適用法令

会計法第29条の3第4項

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項

件名：東京国際空港D滑走路維持管理等工事

本工事は、下記の理由により、鹿島・あおみ・大林・五洋・清水・新日鉄住金エンジ・JFEエンジ・大成・東亜・東洋・西松・前田・三菱重工・みらい・若築異工種建設工事共同企業体（以下、「共同企業体」という）と随意契約する。

記

東京国際空港D滑走路建設外工事（以下、「D滑走路工事」という）の工事目的物は、設計供用期間を100年とし、空港島本体に鋼材を本格導入した我が国初となる埋立・栈橋のハイブリッド構造である。このため、施工はもちろんのこと維持管理の確実な実行が必要とされ、D滑走路工事の入札では総合評価落札方式を採用し、設計施工費用に維持管理費を加えた額を入札条件に落札者を決定した。また、契約上も同維持管理費を確実に担保させるため、工事請負契約書に設けた特則条項において、「技術的競争性がない等の甲の判断および国会の議決にもとづいてなされる甲の請求を停止条件」とし、維持管理業務を重要視してきた。よって、今回、維持管理に係る契約を締結するに当たり、現時点での「技術的競争性がない」ことを以下検証する。

必要となる維持管理業務は、通常の滑走路等における定期的な点検（目視観測、路面測定等）はもとより、沈下管理やひずみ計、傾斜計等による動態観測、鋼材の肉厚測定、電気防食の電位測定、栈橋内部の湿度管理等に対しても常時確認するが、これには設計・施工時の経験を踏まえた高い技術力が必要となる。

特に、埋立と栈橋部を繋ぐ接続部では、埋立側背面の沈下が滑走路や誘導路等の段差、不陸、目開き等の路面変状に直結し、航空機の運用に重大な影響を及ぼすため、これら変状の計測とともに、設計・施工時に設定した判断基準（予測経年変形量等）との照合を含めた総合的な予見能力が求められる。なお、点検・計測の結果やそれに応じた判断基準との照合は、構造形式や部材特性等も踏まえ、共同企業体が構築した総合的維持管理システムを用いることで確実な実行が見込まれる。

また、鋼部材の防食機能保持のためのチタン製カバープレート、接続部や連絡誘導路の伸縮装置、海生生物付着による劣化の軽減を考慮したステンレスライニング等、最先端の特殊部材を多数採用したが、これらの維持・補修や交換にあたっては、設計・施工段階の経験に基づく専門知識や技術が不可欠となる。

さらに、より実態に則した維持管理とするため、必要に応じて維持管理計画を見直す必要があるが、この場合も設計・施工段階の知見が重要な要素となる。

以上から、現段階においても共同企業体のみが円滑に実施できる唯一の者であり、「技術的競争性はない」と判断できる。

一方、D滑走路工事では、契約締結前から学識経験者による第三者委員会（技術検討委員会、コスト縮減委員会）を組織していたが、いずれの委員会からも「現段階における維持管理を第三者が実施することは、瑕疵担保や技術的な問題を含めて、相当なリスクを背負うことになる。」、「当初段階から本体工事の施工者以外の者を想定した一般競争による契約方式では、発注者側に求められる責任やリスクが格段に大きくなる。」とされ、「維持管理契約については、共同企業体と契約することが適切である。」との結論を得ている。

以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、共同企業体と随意契約を行うものである。

件名：東京国際空港工事等関係者情報管理システムの構築に向けた検討業務

本業務は、下記の理由により、東京国際空港工事等関係者情報管理システムの構築に向けた検討業務を一般財団法人港湾空港総合技術センターと随意契約する。

記

東京国際空港は、増加する訪日外国人旅行者の受け入れや地方創生への対応に加えて2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の円滑な開催を見据え、機能強化や機能拡充のための施設整備に係る工事・業務（以下、「工事等」という。）を多く実施しており、生産性の向上と円滑な実施のためには、制限区域内への作業員や工事車両等に関する入退場手続き等を効果的・効率的に実施するとともに適切な管理を行うことが重要である。他方、国内線・国際線の航空路線利用者が1日あたり約20万人となる東京国際空港においては、テロ等に対応した万全のセキュリティ対策にも配慮が必要となる。

本業務は、東京国際空港における当局が発注した工事関係者の入退場の現状と課題点を把握し、併せて工事等関係者の入退場を管理する情報システムの技術として、ICTや個人認証等の最新の技術の動向を調査することで、東京国際空港のセキュリティ対策に配慮しつつ、生産性向上と円滑な工事等の実施のための効果的・効率的な管理を行う、「工事等関係者情報管理システム」（以下、「管理システム」という。）の構築に向けた検討を行うものである。

このように、本業務は東京国際空港のセキュリティの重要性に配慮しつつ、最新の技術動向を踏まえて情報管理システムの構築を検討する必要があることから、セキュリティ対策や情報管理システムに関する高度な専門的知識を基礎とした着眼点が求められる。そのため、プロポーザル方式により以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

① 工事等関係者情報管理システム構築に向けた基本方針の検討にあたっての着眼点

その結果、優れた技術提案を行った一般財団法人港湾空港総合技術センターが本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、東京国際空港工事等関係者情報管理システムの構築に向けた検討業務を一般財団法人港湾空港総合技術センターと随意契約するものである。

横浜技調

随意契約理由書

件名 東京国際空港における耐震設計等の高度化及び空港舗装の品質向上に関する研究委託

本業務は、下記の理由により、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾技術研究所と随意契約する。

記

本業務は、東京国際空港における空港土木施設の設計から維持管理までのライフサイクル全般にわたる課題の解決を目指すものである。

具体的には、空港土木施設の耐震設計等の高度化及び耐震対策として実施する地盤改良の不均質地盤での改良効果の評価手法を検討するとともに、空港舗装の品質及び施工性の向上を図るため、舗装材料の特性の評価に関する検討を行うものである。

本業務実施に際しては、空港土木施設の整備に関する総合的かつ最新の知見を有し、さらに理学的・工学的な研究遂行能力及び研究実績を有している必要があり、以下に示す高い技術力を有している必要がある。

【必要となる技術力】

- ① 強震観測記録データの解析により、軟弱地盤における地震特性に関する研究の実績を有していること。
- ② 地震応答解析手法の開発・高度化に関する研究及び地盤の数値モデル化手法に関する研究の実績を有していること。
- ③ 大型遠心模型実験及び高度な画像解析システムを利用した高圧噴射攪拌工法及び薬液注入工法の性能に関する研究の実績を有していること。
- ④ 航空機接地圧相当の走行荷重を載荷することができる試験装置を利用した舗装材料の特性の評価に関する研究の実績を有していること。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所（以下、「研究所」という。）は、港湾、空港及び海岸の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効率的かつ円滑な港湾、空港及び海岸の整備等に資するとともに、これらに関する技術の向上を図る事を目的として平成13年に設立された機関である。本業務に関連する研究においても、地震時の地盤や構造物の挙動に関する研究、地盤・構造物の設計法の高度化に関する研究、空港における新しい舗装技術やその補修工法に関する研究、土質データベースのデータ補間と三次元可視化技術の開発等は国際的評価を得ている。また、上記①から④に示す高い技術力を有しており、これらの各研究を活用した総合的かつ水準の高い研究を実施可能な研究機関は研究所において他にはない。

また、研究所は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）及び国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法（平成11年法律第208号）に則って設立された機関であり、公正かつ中立的な立場から研究を実施している。

このため、上記要件を満たすと認められるものがない場合に特定公益法人等と随意契約手続きに移行することを明示して「参加意思確認書の提出を申請する公募」を行ったところ、参加意思確認書を提出する者がいなかったことから、当該委託契約を遂行することができる唯一の機関として選定した国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を行うものである。

横浜技調

随意契約理由書

件名 大水深岸壁等の効果的・効率的な整備手法等に関する研究委託

本業務は、下記の理由により、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾技術研究所と随意契約する。

記

本業務は、船舶の大型化に対応した大水深岸壁等の港湾施設を効果的・効率的に整備するために必要となる港湾施設の計画から設計、施工、運営、維持管理に至るライフサイクル全般の課題の解決を目指すものである。

具体的には、矢板式係船岸の増深等の改良設計法、基礎捨石の安定性の評価手法及び係留施設の使用可否を判断する手法の検討を行うとともに、高規格コンテナターミナルの取扱能力の評価手法の検討を行うものである。

本業務実施に際しては、港湾整備に関する総合的かつ最新の知見を有し、さらに理学的・工学的な研究遂行能力及び研究実績を有している必要があり、以下に示す高い技術力を有している必要がある。

【必要となる技術力】

- ① 既設構造部材の残存耐力の評価を含む矢板式係船岸の増深設計手法に関する研究の実績を有していること。
- ② 基礎捨石の地震時における挙動に関して、大型遠心模型実験及び高度な画像解析システムを活用した研究の実績を有していること。
- ③ 係留施設の変位量を考慮した係留施設の性能評価に関する研究の実績を有していること。
- ④ 高規格コンテナターミナルにおける個々の荷役機械及び車両の動きを再現して貨物処理容量を解析・評価する能力を有していること。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所（以下、「研究所」という。）は、港湾、空港及び海岸の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効率的かつ円滑な港湾、空港及び海岸の整備等に資するとともに、これらに関する技術の向上を図る事を目的として平成13年に設立された機関である。本業務に関連する研究においても、矢板式係船岸の改良設計に関する研究、基礎捨石の安定性評価手法の研究、係留施設使用可否判断手法に関する研究、コンテナターミナルの取扱容量に関する研究等は国際的評価を得ている。また、上記①から④に示す高い技術力を有しており、これらの各研究を活用した総合的かつ水準の高い研究を実施可能な研究機関は研究所において他にはない。

また、研究所は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）及び国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法（平成11年法律第208号）に則って設立された機関であり、公正かつ中立的な立場から研究を実施している。

このため、上記要件を満たすと認められるものがない場合に特定公益法人等との随意契約手続きに移行することを明示して「参加意思確認書の提出を申請する公募」を行った

ところ、参加意思確認書を提出する者がいなかったことから、当該委託業務を遂行することができる唯一の機関として選定した国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を行うものである。

横浜技調

随意契約理由書

件名 三次元流動及び食物連鎖が再現可能な東京湾海域環境予測モデルの構築に関する
研究委託

本業務は、下記の理由により、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾技術研究所と随意契約する。

記

本業務は、生物が共生可能な港湾構造物の整備の効果や浅場修復等による環境への配慮の効果把握・予測することを目的として、東京湾における三次元流動及び食物連鎖を再現し、海域環境に大きな影響を及ぼす赤潮及び青潮の発生の予測が可能な海域環境影響に係る予測モデルの構築に関する検討を行うものである。

本業務実施に際しては、海域環境に関する総合的かつ最新の知見を有し、さらに理学的・工学的な研究遂行能力及び研究実績を有している必要があり、以下に示す高い技術力を有している必要がある。

【必要となる技術力】

- ① 底層からの湧昇流など三次元流動及び海域での食物連鎖を再現可能な海域環境予測モデルに関する研究の実績を有していること。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所（以下、「研究所」という。）は、港湾、空港及び海岸の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効率的かつ円滑な港湾、空港及び海岸の整備等に資するとともに、これらに関する技術の向上を図る事を目的として平成13年に設立された機関である。本業務に関連する環境予測モデルの構築に関する研究等は国際的評価を得ている。また、上記①に示す高い技術力を有しており、これらの各研究を活用した総合的かつ水準の高い研究を実施可能な研究機関は研究所において他にはない。

また、研究所は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）及び国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法（平成11年法律第208号）に則って設立された機関であり、公正かつ中立的な立場から研究を実施している。

このため、上記要件を満たすと認められるものがない場合に特定公益法人等との随意契約手続きに移行することを明示して「参加意思確認書の提出を申請する公募」を行ったところ、参加意思確認書を提出する者がいなかったことから、当該委託業務を遂行することができる唯一の機関として選定した国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を行うものである。

随意契約理由書

件名：東京湾水環境再生計画に基づく環境修復活動の適地・手法検討業務

本件は、下記の理由により一般財団法人みなと総合研究財団と随意契約する。

本業務は、東京湾の水環境再生に係る取組の実施状況を把握したうえで、周辺企業や市民等との協働で藻場（海藻や海草の生育場）による環境修復活動の適地及び実施計画について検討するものである。

本業務の遂行にあたっては、水生動植物の生息・生育場に関する知識を有していること、東京湾内で実施されている水環境改善の取り組みに関する状況やその内容、各種研究報告などの情報収集能力を有していることが必要であることから、簡易公募型プロポーザル方式により、以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

・藻場による環境修復活動の適地選定の着眼点について

その結果、優れた技術提案を行った一般財団法人みなと総合研究財団を特定した。過去の同種業務における業務実績及び今回の技術提案の内容から総合的に判断し、一般財団法人みなと総合研究財団が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと思料される。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、一般財団法人みなと総合研究財団と随意契約するものである。

随意契約理由書

件名：クルーズを通じた地域振興等の方策に係る検討業務

本業務は、下記の理由により、一般財団法人みなと総合研究財団と随意契約する。

本業務は、国際旅客船拠点形成港湾として指定された横浜港を対象に、クルーズを通じた地域振興等を図るための方策について検討を行い、クルーズ旅客を通じた地域振興及び特産品の輸出振興に向けた手引きの作成支援を行うとともにクルーズ旅客等の安全かつ円滑な移動・観光を支援するためのツールを作成するものである。

本業務の実施において、「明日の日本を支える観光ビジョン」では訪日外国人旅行者 4,000 万人、訪日クルーズ旅客 500 万人という目標が掲げられていることから、今後、クルーズを通じた訪日外国人旅行者数をさらに増加させるため、地域の魅力を質・量ともに向上させ、クルーズ旅客の受入環境を整えていく必要がある。このような背景からクルーズ旅客を通じた地域振興等を官民一体で取り組む必要があり、また、クルーズ船を利用して多数の外国人旅行者が訪日する機会を活かして、地域にクルーズ需要を取り込むために、クルーズ旅客等に対するマーケティングを行ってクルーズ旅客等に地域の魅力を伝え、地域振興を図る体制と手法を構築する必要があり、旅客船に関する高度な専門的知識が必要不可欠であることから、業務の実施に当たっての着眼点や留意点について、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案を求めた。

その結果、優れた技術提案を行った一般財団法人みなと総合研究財団が本委託業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、一般財団法人みなと総合研究財団と随意契約するものである。

件名：COMPAS改修及びコンテナ輸送効率化実証業務

本業務は、下記の理由により、COMPAS改修及びコンテナ輸送効率化実証業務みなと総合研究財団・三井E&Sマシナリー設計共同体と随意契約する。

記

我が国において国際海上コンテナの国内輸送の大半はトレーラーによる陸上輸送が担っている。このため、コンテナターミナルのゲート前におけるトレーラーの長時間の待機は、コンテナ輸送の定時性・効率性の低下を招いており、ドライバー不足が深刻化する中でその対策は喫緊の課題となっている。この課題解決に当たっては、情報通信技術の活用等により、コンテナターミナルのゲート処理能力を向上させることが一つの有効な対策であると考えられる。

本業務は、海上コンテナ貨物の搬入票の電子化を通じてゲート処理能力の向上を図るため、関東地方整備局が平成29年度に構築したCOMPASについてシステム改修を行うとともに、改修したCOMPASを用いた試験運用を通じてその効果を検証した上で、次年度以降の同システムの本格運用に向けた課題等について整理・検討するものである。

現状の搬入ゲートでの手続きは紙による処理が実施されており、これを効率化するためには標準化・電子化に円滑に移行する必要がある。そのためには、現状の手続きと標準化・電子化後の手続きの相違点を整理するとともに、課題となる事項を把握し解決する方策について提案を受けて、システムの改修に適切に反映する必要がある。

また、試験運用においては、搬入ゲート前におけるトレーラーの待機時間を実測し、待機時間を縮減するために理論上必要となる搬入票の電子化率を推計する必要がある。さらに、試験運用の結果を踏まえて、搬入票の電子化率とゲート前のトレーラー待機時間との関係性感度分析し、本格運用までに搬入票の電子化率をどの水準まで向上させる必要があるか、その目標値を把握する必要がある。

こうした背景から、港湾物流及び港湾情報システムに関する専門的知識を有する者から、本業務の実施にあたって、上記の着眼点について具体的な技術提案を求めるものである。そのため、プロポーザル方式により以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

- ①搬入手続きの電子化に際しての課題及びその解決方策、並びにシステム化に際して留意すべき点試験運用の効果把握に向けた具体的な実施方法に関する着眼点
- ②搬入表の電子化率とコンテナターミナルゲート前におけるトレーラーの待機時間との関係を推計する方策に関する着眼点

その結果、COMPAS改修及びコンテナ輸送効率化実証業務みなと総合研究財団・三井E&Sマシナリー設計共同体が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、COMPAS改修及びコンテナ輸送効率化実証業務みなと総合研究財団・三井E&Sマシナリー設計共同体と随意契約するものである。

随意契約理由書

件名：関東地方整備局海洋環境整備船建造技術検討業務

本業務は、下記の理由により、一般社団法人日本作業船協会と随意契約する。

記

本業務は、デュアル燃料化に対応した海洋環境整備船の建造に係る関係機関協議、承諾図書の検討及び施工状況確認を行うものである。

現在国内で稼働しているデュアル燃料の作業船は、民間企業1隻（重油とLNG）のみで今年度建造に着手する総トン数200トン級船舶のデュアル燃料化による海洋環境整備船は、国有作業船で全国初の取り組みであり、建造実績は未だ少ない状況である。

LNG燃料は従来の油燃料に比べ引火点が低いため、より安全性の高い設備が必要となることから、燃料の貯蔵方法や保管位置、これに付随する配管や防火区画の仕様、消火設備や通風装置等について、多岐の項目にわたり高度な知見が必要となる。

また、当該船舶は清掃兼油回収船としての機能も必要であることから、清掃や油回収時の運用方法と併せ、船体構造、主機関、燃料設備及び関連補助機器など建造に関連する技術的知見と実績に基づく検討が必要であると共に、狭隘な船内においてLNG関連設備も含めた詳細な配置検討が重要となるため、搭載の効率化には高度な技術力が求められる。

- ① 作業船のデュアル燃料化に関する技術検討の実績を有していること。
- ② 海洋環境整備船（清掃兼油回収船）建造に関する技術検討の実績を有していること。
- ③ 海洋環境整備船（清掃兼油回収船）建造に関する施工状況確認補助業務の実績を有していること。

一般社団法人日本作業船協会は、作業船・船舶およびこれに関連する機械・電気設備等に関する技術の向上、開発および普及に関する事業を行い、もって国土の開発と保全ならびに経済社会の発展に寄与することを目的として設立された法人である。また、同協会は、平成28年12月に国土交通省港湾局が設置した「作業船LNG燃料化技術検討委員会」においては事務局として、国土交通省地方整備局等が所有する作業船のLNG燃料化（デュアル燃料化）に向けた技術検討を行い、課題及び設計条件について整理をするなど、海洋環境整備船（清掃兼油回収船）のLNG燃料化（デュアル燃料化）に対応する船舶建造に関する総合的な知見を有するとともに、海洋環境整備船（清掃兼油回収船）の建造検討や清掃兼油回収機能検討及び建造時の施工確認業務等に関する十分な実績と高度な知見を有していることから、上記①～③の要件を満たす者であり、本業務を実施できる者であると判断される。

また、本業務の参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示の結果、参加意思確認書を提出する者がいなかった。

以上のことから、会計法第29条の3第4項に基づき、一般社団法人日本作業船協会と随意契約するものである。

随 意 契 約 理 由 書

件名：海外先進港の動向を踏まえた大水深・高規格コンテナ
ターミナルの生産性向上方策検討業務

本業務は、下記の理由により、一般財団法人国際臨海開発研究センターと随意契約する。

記

本業務は、国際コンテナ戦略港湾政策を推進し、欧州及び北米をはじめ多方面・多頻度のサービスを充実させるため、京浜港で計画されている大水深・高規格コンテナターミナルの整備・運営に向けて、海外先進港におけるコンテナターミナルの施設諸元、レイアウト等の事例を調査した上で、その結果を京浜港への適用性を検討することにより、コンテナターミナルの生産性向上方策について検討を行うものである。

本業務の遂行にあたっては、コンテナターミナルの施設・運営に関する知見を有し、海外主要港におけるコンテナターミナルの先進的な取組を調査するために必要な情報収集能力を有していることが必要である。これらの検討にあたっては、我が国コンテナ戦略港湾への適応性を考慮した海外の先進的コンテナターミナルの現地調査及びヒアリング調査を行う上での着眼点が求められる。そのため、簡易公募型プロポーザル方式により以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

- ① 我が国コンテナ戦略港湾への適応性を考慮した海外の先進的コンテナターミナルの現地調査及びヒアリング調査を行う上での着眼点

その結果、優れた技術提案を行った一般財団法人国際臨海開発研究センターが本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、一般財団法人国際臨海開発研究センターと随意契約するものである。

随 意 契 約 理 由 書

件名：みなとオアシスを活用した地域振興方策の検討業務

本業務は、下記の理由により、一般社団法人ウォーターフロント協会と随意契約する。

記

関東地方整備局管内においては、7 箇所のみなとオアシスが登録され、地域住民の交流や観光振興等の港湾空間を利用した地域振興等が行われているところである。今後は更に、訪日クルーズ旅客の受入や災害支援への活用などの新たなニーズに対することが期待されている。

そこで、本業務において、管内のみなとオアシスの活用状況等を把握し、課題を整理するとともに、インバウンドや地域防災といった新たなニーズへの対応方策の検討を行うことにより、管内のみなとオアシスの取組のさらなる活性化をはかり、地域振興につなげるものである。

検討するにあたっては、「みなとオアシス」の施設・運営に関する知見を有するとともに、地域振興の先進的な取り組み事例についての情報収集能力を有することが必要である。

このように、みなとオアシスに関する知見を有するとともに、全国の地域振興に関する情報収集能力を有する者から「港湾の機能や地域特性を踏まえた地域振興を行う上で必要となる機能や取り組みに関する検討についての着目点」が求められる。そのため、簡易公募型プロポーザル方式により以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

「みなとを活用した地域振興の取り組みを継続して実施するための要件に関する着眼点」

その結果、優れた技術提案を行った一般社団法人ウォーターフロント協会が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、一般社団法人ウォーターフロント協会と随意契約するものである。

随 意 契 約 理 由 書

件名：ビーチのインバウンド観光資源化のための活用・管理方策検討業務

本業務は、下記の理由により、一般社団法人日本マリーナ・ビーチ協会と随意契約する。

記

本業務は、ビーチを活用して地域振興を図るため、関東管内のビーチを対象にインバウンド需要を取り込むにあたっての課題を整理し、ビーチアクティビティの充実等により、ビーチを観光資源として活用することによるインバウンドへの対応方策の検討を行うものである。

本業務の遂行にあたっては、関東管内において、インバウンド需要の取り込みの可能性が考えられる港湾区域内のビーチの選定において、外国人旅行者の客層毎のニーズ等を熟知し、求められる機能や利用環境などについて、ハード・ソフト両面において的確に把握し検討することが必要である。そのため、公募型プロポーザル方式により以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

「管内港湾におけるインバウンド需要の取り込みの可能性があると考えられるモデルビーチを選定する上での着眼点」

その結果、優れた技術提案を行った一般社団法人日本マリーナ・ビーチ協会が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、一般社団法人日本マリーナ・ビーチ協会と随意契約するものである。

平成 30 年度

随 意 契 約 理 由 書

件名： 管内の港湾及び静脈物流ネットワークを活用した災害廃棄物への対応方策に係る基礎検討業務

本業務は、下記の理由により、一般財団法人みなと総合研究財団と随意契約する。

記

本業務は、首都直下地震を対象として、災害廃棄物の発生量及び処理計画等の基礎資料を収集整理し、管内の港湾及び静脈物流ネットワークを活用した災害廃棄物の処分や海上輸送を行う上での課題を抽出・整理することにより、今後具体的な対応方策を検討する上での基礎的な検討を行うものである。

本業務の遂行にあたっては、管内の港湾及び静脈物流ネットワークを活用した災害廃棄物の処分や海上輸送の課題を抽出・整理するうえで、各港湾が持つ災害廃棄物の処理等の能力を把握する必要がある。そのためには、港湾施設の規模や岸壁の利用形態などにも考慮し、災害廃棄物の受入処理能力を適切に整理するうえでの着眼点が求められる。よって、簡易公募型プロポーザル方式により以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

①管内の港湾における災害廃棄物の処理等に係る能力を整理するうえでの着眼点

その結果、優れた技術提案を行った一般財団法人みなと総合研究財団が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、一般財団法人みなと総合研究財団と随意契約するものである。

以 上

随意契約理由書

件名：作業船の運航における環境保全技術検討業務

本件は、下記の理由により一般社団法人日本海上起重技術協会と随意契約する。

本業務は、京浜港で計画・実施予定されている大規模プロジェクトで使用する多数の作業船を対象とした、大気汚染、騒音を低減する最新の技術についての資料を収集整理すると共に、作業船の運航に伴う環境保全対策について検討を行うものである。

業務の実施にあたっては、多数使用される作業船の運航に伴う環境への影響を極力低減することが重要であり、作業船の最新の環境対策技術に関する高い知見が不可欠であることから、業務の実施に当たっての着眼点について、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案を求めた。

その結果、優れた技術提案を行った一般社団法人日本海上起重技術協会が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

これらのことから、会計法第29条の3第4項に基づき、一般社団法人日本海上起重技術協会と随意契約するものである。

随意契約理由書

件名：関東管内の港湾における事業継続計画検討業務

本件は、下記の理由により公益社団法人日本港湾協会と随意契約する。

東京湾BCP及び各港湾BCPは、自然災害（地震・津波、台風・高潮）を対象とすることが必要であり、また、熊本地震や平成30年7月豪雨等最近の災害対応事例における課題や近接港との連携強化について反映することが重要である。以上を踏まえて、本業務において、東京湾BCP及び各港湾BCPの改訂に向けた検討を行うものである。

業務の実施にあたっては、港湾における最近の災害対応事例を踏まえた港湾BCPの課題を抽出する事が非常に重要であるため、港湾BCPに関する幅広い知見を有するとともに、港湾における災害対応事例についての情報収集能力が不可欠であることから、業務の実施方法の詳細について、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案を求めた。

その結果、優れた技術提案を行った公益社団法人日本港湾協会が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

これらのことから、会計法第29条の3第4項に基づき、公益社団法人日本港湾協会と随意契約するものである。

随意契約理由書

件名：みなとカメラ仕様検討業務

本件は、下記の理由により公益社団法人日本港湾協会と随意契約する。

本業務は、関東地方整備局における港湾の直轄工事の施工管理並びに開発保全航路の監視を行うカメラ（以下、「みなとカメラ」という。）の仕様等について検討を行うものである。

みなとカメラは、港湾工事の施工管理並びに開発保全航路の監視のために設置するものであり、業務の実施にあたっては、現在の設置場所、設置場所周辺の構造物等の状況、海象条件等の現場条件を考慮してみなとカメラの性能を検討することが必要である。

そのため、みなとカメラ検討経験を有する者及び港湾の現場特性に関する豊富な知識と経験が不可欠であることから、①カメラ本体及びレンズ等の性能、②継続して利用できるように非常用電源の確保及び耐震性等の課題に関しての着眼点について、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案を求めた。その結果、優れた技術提案を行った公益社団法人日本港湾協会が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

これらのことから、会計法第29条の3第4項に基づき、公益社団法人日本港湾協会と随意契約するものである。

随意契約理由書

件名：シャーシ共同利用による港湾物流効率化検討業務

本業務は、下記の理由により、一般財団法人みなと総合研究財団と随意契約する。

記

今後更なるコンテナ船の大型化の進展やコンテナ貨物の取扱量増加が想定される中、国際コンテナ戦略港湾京浜港の国際競争力強化を図るため、コンテナ輸送の効率化、生産性向上を図る必要がある。一方で、国際海上コンテナの国内輸送は、海上コンテナ用セミトレーラ連結車による陸上輸送がその大半を占めているが、コンテナターミナル周辺における渋滞の他、海上コンテナ用セミトレーラ（以下「シャーシ」という）の位置や走行距離が正確には把握できておらず、シャーシの運用面、安全管理面などが課題として挙げられる。そこで、I o T (Internet of Things) 等を活用し、シャーシの効率的で安全な利用を促進することで、輸送の効率化、生産性向上を図ることが1つの有効な対策であると考えられる。

本業務は、シャーシの効果的かつ効率的な利用を促進することを目的としたシャーシ共同利用の実証実験を実施するものである。実施に当たっては、シャーシに位置情報把握を可能とする機器を設置し、シャーシ位置をリアルタイムで可視化した上で、横浜港の主要なコンテナターミナル付近に設置した共同シャーシプールを活用し、陸運事業者がそれぞれ保有管理しているシャーシの共同利用を行い、その効果や課題を検証するものである。併せて、マルチシャーシを導入することなどを併用することにより、コンテナ輸送の高度化が可能と考えられる施策の導入の効果について検討を行うものである。

将来、シャーシの共同利用を行うことで、走行時間・距離の削減、余剰シャーシ保有コストの削減、走行距離を把握し適切にメンテナンスすることにより、輸送の効率化、生産性向上の有効な対策であると考えられる。

シャーシ共同利用の効果をより具体的に把握するためには、現状の各社のシャーシの稼働状況を十分に把握した上でシャーシ保有台数への影響に関する推計を行う必要があるとともに、その推計を基に関係事業者毎に区分しシャーシ共同利用による効果の分析をする必要があることから、効果分析にあたっての留意点を技術提案として求めるものである。こうした背景から、プロポーザル方式により下記の特定期間について具体的な技術提案を求めた。

① シャーシ共同利用の促進によるシャーシ保有台数の削減効果を分析する際の留意点

その結果、一般財団法人みなと総合研究財団が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、一般財団法人みなと総合研究財団と随意契約するものである。

以上

随意契約理由書

件名：横浜港生態系環境再生調査

本件は、下記の理由により一般財団法人みなと総合研究財団と随意契約する。

本業務は、東京湾水環境再生計画の3つの基本方針に基づき、海草・海藻を中心とした生態系による水環境再生について、実施効果を適切に評価できる指標の検討を行い、横浜港をモデルとした実証試験により取り組み効果の評価方法の確認および留意点・課題等の調査を行うものである。

本業務の遂行にあたっては、生態系の環境再生に寄与する海草・海藻やその繁茂に係る適地に関する知識を有していること、横浜港内で実施されている水環境改善等の取り組み状況やその内容、各種研究報告などの情報収集能力を有していることが必要であることから、公募型プロポーザル方式により、以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

- ・ 横浜港の環境特性を踏まえた海草・海藻の繁茂に係る実証試験の最適地選定における着眼点について
- ・ 順応的管理手法を適用する実証試験計画の立案における着眼点について

その結果、優れた技術提案を行った一般財団法人みなと総合研究財団を特定した。過去の同種業務における業務実績及び今回の技術提案の内容から総合的に判断し、一般財団法人みなと総合研究財団が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと思料される。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、一般財団法人みなと総合研究財団と随意契約するものである。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
関東地方整備局車両管理業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.4.2	(株)セノン神奈川支社 横浜市中区桜木町1-1-8	3011101023258	一般競争入札 (総合評価)	(基本月額) 1,190,331	(基本月額) 907,200	76.2%	単価契約 予定調達総額 10,886,400円
港湾情報処理システム運用管理業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.4.2	(株)Lee. ネットソリューションズ 東京都中央区日本橋堀留町1-10-15	7010001123651	一般競争入札	42,803,748	38,664,000	90.3%	
東京国際空港保安警備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.4.2	首都圏ビルサービス協同組合 東京都港区赤坂1-1-16	1010405002003	一般競争入札	377,155,431	373,680,000	99.1%	
首都圏臨海防災センター警備等業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.4.2	(株)ビー・エム・ヨコハマ 横浜市中区長者町3-8-13	4020001043257	一般競争入札	10,755,804	5,832,000	54.2%	
巡回カウンセリング等業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.4.2	(株)キャリアバンク 福岡市中央区天神2-14-2	3290001018902	一般競争入札	1,530,363	939,598	61.4%	
東京国際空港雨水排水中和設備保守点検 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.4.2	壽環境機材(株) 大阪市北区天満1-19-4	9120001063918	一般競争入札	34,670,797	20,995,200	60.6%	
施工管理用カメラ及び開発保全航路監視用カメラ制御ソフトウェアライセンス更新 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.4.2	(特)港湾保安対策機構 東京都港区愛宕1-3-4	5010405005522	一般競争入札	1,684,800	1,684,800	100.0%	
コピー用紙他購入 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.4.27	(株)井上企画 東京都町田市本町田3275-12	3012301002860	一般競争入札	22,603,131	20,286,072	89.7%	単価契約
東京湾中央航路航路調査船「うらなみ」定期検査整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.5.11	京浜ドック(株) 横浜市神奈川区守屋町1-2-2	3020001030545	一般競争入札	37,535,194	34,992,000	93.2%	
東京湾中央航路用監視カメラ更新 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.6.1	NECネットエスアイ(株) 東京都文京区後楽2-6-1	6010001135680	一般競争入札	104,566,049	101,304,000	96.9%	
港湾行政情報システム更新及び賃貸借 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.6.14	(株)JECC 東京都千代田区丸の内3-4-1	2010001033475	一般競争入札	57,750,840	53,804,520	93.2%	

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
平成30年度関東地方整備局(港湾空港関係)出力機器等最適配置調査及び出力サービス提供等業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.7.3	富士ゼロックス(株) 東京都港区六本木3-1-1	3010401026805	一般競争入札 (総合評価)	-	167,291,352	-	単価契約
書庫他購入 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.7.6	(株)トミヤ 横浜市中区野毛町4-173-2-1 203	5020001035006	一般競争入札	1,965,023	1,890,000	96.2%	
平成30年度パーソナルコンピュータ借上(その2) 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.7.18	NECキャピタルソリューション(株) 横浜西区みなとみらい2-3-5	8010401021784	一般競争入札	25,451,715	15,783,390	62.0%	
横浜港湾空港技術調査事務所浮桟橋点検整備業務(その2) 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.8.3	京浜ドック(株) 横浜市神奈川区守屋町1-2-2	3020001030545	一般競争入札	3,426,262	3,348,000	97.7%	
鹿島港湾湾業務艇「かしまなだ」中間検査整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.8.10	(有)大九造船 千葉県銚子市松本町3-971-27	5040002085717	一般競争入札	9,184,692	9,072,000	98.8%	
海洋短波レーダー機器更新業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.8.31	長野日本無線(株)特機事業部 東京都中野区中野4-10-1	8100001002473	一般競争入札	50,088,684	50,004,000	99.8%	
東京港湾湾業務艇「江戸」点検整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.8.31	(有)新倉造船所 横須賀市佐島1-18-30	3021002066017	一般競争入札	6,385,910	6,372,000	99.8%	
川崎港東扇島地区基幹的広域防災拠点訓練運営支援業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.8.31	エイアンドエー(株) 東京都港区南青山4-18-21	3010401082419	一般競争入札	8,821,943	6,143,148	69.6%	
海象観測装置定期点検・保守業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.9.5	(株)ソニック 海象機器部 東京都立川市曙町1-18-2 一清ビル4階	4013101001861	一般競争入札	14,627,287	12,776,400	87.3%	
千葉港清掃兼油回収船「べいくりん」中間検査整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.9.20	(株)アイ・エス・ビー 千葉県富津市新富41-2	7040001051619	一般競争入札	40,292,817	39,420,000	97.8%	
平成30年10月分 該当なし									

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
防災備蓄食料他購入 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.11.16	(株)サイボウ さいたま市見沼区卸町2-6-15	3030001003582	一般競争入札	3,204,759	2,696,760	84.1%	
出入管理情報システム携帯型リーダー機器等購入 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.11.22	(株)東機システムサービス 東京都港区芝5-26-24	3010401019131	一般競争入札	3,273,480	2,683,800	82.0%	
平成30年度パーソナルコンピュータ借上(その3) 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.12.7	(株)JECC 東京都千代田区丸の内3-4-1	2010001033475	一般競争入札	12,066,818	9,946,314	82.4%	
京浜港港湾業務艇「たかしまⅡ」中間検査整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.12.7	京浜ドック(株) 横浜市神奈川区守屋町1-2-2	3020001030545	一般競争入札	9,005,571	8,748,000	97.1%	
関東地方整備局管内衛星画像取得業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.12.14	日本スペースイメージング(株) 東京都中央区京橋2-2-1	4010001033317	一般競争入札	6,371,946	5,238,000	82.2%	
鹿島港機械設備「固定ジブクレーン」点検整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.12.26	日本海洋産業(株) 山口県下関市大和町1-5-8	5250001006132	一般競争入札	9,626,359	3,672,000	38.1%	
東京国際空港D滑走路水質観測システム部品交換 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.12.26	JFEアドバンテック(株) 兵庫県西宮市高畑町3-48	9140001068394	一般競争入札	14,677,200	10,746,000	73.2%	
東京湾中央航路湾口部監視カメラ更新 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H31.1.11	NECネットエスアイ(株) 東京都文京区後楽2-6-1	6010001135680	一般競争入札	96,283,351	93,960,000	97.6%	
平成31年2月分 該当なし									
平成31年3月分 該当なし									

公共調達 の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員数	備考
特定離島港湾事務所庁舎借上 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.4.2	相模産業(株) 東京都品川区北品川1-3-28	8010701003904	会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-1のとおり	23,328,000	23,328,000	100.0%		
行財政情報サービス提供業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.4.2	(株)時事通信社 東京都中央区銀座5-15-8	7010001018703	会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-2のとおり	1,944,000	1,944,000	100.0%		
平成30年度及び平成31年度川崎港臨港道路東扇島水江町線整備事業に係る委託契約 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.4.11	川崎市 川崎市川崎区宮本町1	7000020141305	会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-3のとおり	301,536,000	301,536,000	100.0%		
茨城港港湾業務艇「ひたち」定期検査整備及び浮桟橋点検整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.4.20	小名浜造船(株) 福島県いわき市小名浜下神白字網取177	8380001014219	予決令第99条の2	14,899,617	14,580,000	97.9%		
平成30年度川崎港臨港道路東扇島水江町線整備事業に係る委託契約 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.5.11	首都高速道路(株) 東京都千代田区霞が関1-4-1	2010001095722	会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-4のとおり	41,808,440	41,808,440	100.0%		
CONPAS保守・運用業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.6.27	(株)三井E&Sマナリー 東京都中央区築地5-6-4	2010001183774	会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-5のとおり	21,659,389	18,900,000	87.3%		
千葉港港湾業務艇「あいりす」点検整備及び浮桟橋点検整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.7.3	小湊造船(株) 千葉県袖ヶ浦市南袖9	7040001074272	予決令第99条の2	9,734,672	9,698,400	99.6%		
関東地方整備局海洋環境整備船建造 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.7.25	ジャパンマリンユナイテッド(株) 横浜市西区みなとみらい4-4-2	8020001076641	予決令第99条の2	1,439,695,678	1,436,400,000	99.8%		
横浜港における荷役システム高度化実証事業委託業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.8.27	三菱倉庫(株)横浜支店 横浜市中区太田町4-55 横浜馬車道ビル	8010001034947	会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-6のとおり	109,923,214	109,923,214	100.0%		
川崎港東扇島地区基幹的広域防災拠点緊急物資荷さばき等訓練業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.9.14	川崎港運協会 会長 西 修一 川崎市川崎区東扇島38-1	-	会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-7のとおり	1,523,988	1,261,980	82.8%		
川崎港東扇島地区基幹的広域防災拠点応急復旧及び緊急物資海上輸送等訓練業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.9.20	若築建設(株)東京支店 東京都目黒区下目黒2-23-18	6290801012011	会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-8のとおり	14,854,713	14,796,000	99.6%		
東京湾中央航路航路調査船「べいさーち」点検整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.10.26	新潟造船(株) 新潟県新潟市中央区入船町4-3776	7110001006714	予決令第99条の2	9,181,590	8,856,000	96.5%		

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員数	備考
平成30年度東京港臨港道路南北線整備事業に係る委託契約 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.10.31	東京都 東京都新宿区西新宿2-8-1	8000020130001	会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-9のとおり	321,839,560	321,839,560	100.0%		
平成30年11月分 該当なし										
平成30年度東京港臨港道路南北線整備事業に係る委託契約(その2) 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H30.12.10	東京都 東京都新宿区西新宿2-8-1	8000020130001	会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-10のとおり	148,264,000	148,264,000	100.0%		
川崎港東扇島地区基幹的広域防災拠点臨時駐機スポット設置訓練業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H31.1.22	若築建設(株)東京支店 東京都目黒区下目黒2-23-18	6290801012011	会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-11のとおり	1,481,069	1,458,000	98.4%		
平成30年度乃至平成33年度川崎港臨港道路東扇島水江町線整備事業に係る委託契約 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H31.2.25	首都高速道路(株) 東京都千代田区霞が関1-4-1	2010001095722	会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-12のとおり	1,900,000,000	1,900,000,000	100.0%		
平成31年3月分 該当なし										

平成 30 年度

特定離島港湾

随意契約理由書

別紙 4 - 1

件名：特定離島港湾事務所庁舎借上

本件は、下記の理由により、相模産業株式会社と随意契約する。

記

本件は、特定離島港湾事務所の庁舎借上を行うものである。

庁舎物件の選定にあたっては、所管する南鳥島、沖ノ鳥島が東京都小笠原村に属することから、災害や工事事務等の緊急時はもとより、平常時においても地元自治体との調整が円滑に遂行できる場所であること、離島の保全・管理に関する施策については、南鳥島で活動している防衛本省、気象庁、海上自衛隊横須賀総監部や不審船等の情報共有のため第三管区海上保安本部など、東京都内及び神奈川県内所在の関係官署との調整が必要であり、交通の利便性を考え選定する必要があること、特定離島の港湾整備・管理に従事する作業船が係留できる沿岸域に近いこと、災害対応を行うため耐震性を有する建物であること、十分な執務スペースが確保できること等の条件をもとに、平成 26 年度に調査し、上記 5 つの条件を満たし、かつ最も経済的な物件として、相模産業株式会社所有の第 5 小池ビルを選定し、平成 27 年 5 月 1 日より庁舎として借り上げしている。現在においても適した国有施設がないことから、民間貸しビルにより対処しなければならないが、新たに別の物件を借上げる場合は、移転に伴う多額の費用を要すること等から、経済的な面においても当該物件を継続して借り上げることが最良と判断した。

以上により、当該物件が限定され、供給者が一に特定されることにより競争を許さないため、会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づき、当該物件の所有者である相模産業株式会社と随意契約を行うものである。

件名：行財政情報サービス提供業務

本業務は、下記の理由により、(株)時事通信社と随意契約する。

記

関東地方整備局は、社会資本の整備及び適切な維持管理、地震、風水害、津波等の自然災害や事故発生時への対応、地方公共団体への社会資本整備交付金等の支援等幅広い業務を担っている。

こうした幅広くかつ国民生活に直結する業務に迅速かつ適切に対応するためには、日常的に総理官邸を始めとする中央官庁や地方公共団体、さらには警察等の関係機関に関する最新の情報を最大限収集しておく必要がある。

本業務は、(株)時事通信社が独自に配信している官庁速報をはじめ、各大臣会見、首長会見及び会見速報など中央官庁・地方自治体の動静やニュース、時事刻々と発生する政治・社会ニュース災害情報のデータ提供を受け、日常業務に活用するものである。

(株)時事通信社の「i-JAMP」は、国内78拠点の支社・総支局の取材ネットワークを駆使して取材した中央省庁から地方自治体までの幅広い行政情報を掲載し、有益な情報をインターネットにより即時に提供している。また、行財政、経済情報等必要な専門情報をインターネットを利用して24時間リアルタイムで入手することができるサービスを行っている。

このような行政ニュース、災害情報、中央省庁や地方自治体からの情報発信及び各種データの提供を受けるにあたって、信頼性及び技術力の面においてもすぐれた組織体制を備えた業者は他になく、さらに本業務における行政ニュースや各分野の最新データ等の情報も(株)時事通信社だけが取り扱うと共に著作権を有しており、本業務を遂行できるのは(株)時事通信社以外にはない。

よって、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、(株)時事通信社と随意契約を行うものである。

随意契約理由書

件名：平成30年度及び平成31年度川崎港臨港道路東扇島水江町線整備事業

本件は、下記の理由により川崎市と随意契約する。

首都圏で消費される食品・雑貨等の物流拠点である川崎港東扇島地区と内陸部を結ぶ幹線道路は、現在、川崎港海底トンネルのみとなっており、交通渋滞が物流の円滑化の支障となっている。

そのため、既存幹線道路に加えて新たに東扇島地区外貿コンテナ岸壁等施設と内陸部を結ぶ臨港道路を整備し、今後の京浜港における取扱貨物量の増加にも対応可能な交通体系の強化や、事故・災害時等の緊急時にも対応可能な輸送網の確保を図ることで、川崎港東扇島地区の京浜港における物流拠点としての機能を更に向上させるため、川崎港臨港道路東扇島水江町線整備事業（以下、本事業という。）を進めているところである。

本事業の東扇島アプローチ部が接続する、川崎市の臨港道路（以下、市臨港道路という。）は、東扇島総合物流拠点地区に接した幹線道路となっているため、川崎市において、道路拡幅や本事業に連動して交差点改良等改修工事を計画・実施しているところである。

本事業の実施にあたっては、市臨港道路の交通規制や物流拠点地区に立地している沿道企業の出入口規制が生じることから、川崎市発注工事と一体的に施工時期や工事範囲を調整して施工することにより、東扇島地区の企業活動への影響を極力少なくする必要がある。

このことから、本事業を効率的かつ円滑に遂行するため、川崎市と平成23年10月28日付けで本事業の東扇島アプローチ部に関して委託に係る協定を締結し、以後協定に基づいて設計・施工を委託しているところである。

本件は、東扇島アプローチ部の橋梁上部工工事を実施するものであるが、上記により、本件においても協定に基づき川崎市に施工を委託することが最善の方法である。

以上のことから、川崎市が当該委託契約を適切に実施できる唯一の者と判断されるため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき川崎市と随意契約を行うものである。

件名：平成30年度川崎港臨港道路東扇島水江町線整備事業

本件は、下記の理由により首都高速道路株式会社と随意契約する。

首都圏で消費される食品・雑貨等の物流拠点である川崎港東扇島地区と内陸部を結ぶ幹線道路は、現在、川崎港海底トンネルのみとなっており、交通渋滞が物流の円滑化の支障となっている。

そのため、既存幹線道路に加えて新たに東扇島地区外貿コンテナ岸壁等施設と内陸部を結ぶ臨港道路を整備し、今後の京浜港における取扱貨物量の増加等にも対応可能な交通体系の強化や、事故・災害時等の緊急時にも対応可能な輸送網の確保を図ることで、川崎港東扇島地区の京浜港における物流拠点としての機能を更に向上させるため、川崎港臨港道路東扇島水江町線整備事業（以下、「本事業」という。）を進めているところである。

本事業の一部は首都高速湾岸線を横断する計画となっており、横断する区間の施工にあたっては、横断架設に関する技術的知見、施工時における通行規制に関する長期間に渡る事前調整など、首都高速湾岸線の所有者である首都高速道路株式会社との綿密な事業調整が必要となる。

このことから、当区間の施工をより効率的かつ経済的に遂行するため、平成23年8月2日付けで首都高速道路株式会社と当区間の調査設計及び施工に関する協定を結び、以後協定に基づいて当区間の実施設計業務を同社に委託しているところである。

本件は、当区間の架橋位置を踏まえた橋梁下部工修正設計を実施するものであるが、上記により、本件においても協定に基づき首都高速道路株式会社に委託することが最善の方法である。

以上のことから、首都高速道路株式会社が本委託契約を適切に実施できる唯一の者として判断されるため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき首都高速道路株式会社と随意契約を行うものである。

随意契約理由書

件名 CONPAS保守・運用業務

本業務は、下記の理由により、株式会社三井E&Sマシナリーと随意契約する。

記

関東地方整備局では、情報技術を活用したコンテナターミナルゲートにおけるコンテナ搬出入手続の効率化を図るため、平成29年度の「ICTを活用したコンテナ輸送効率化実証業務」において、CONPASをシステム設計・構築し、横浜港南本牧地区で試験運用を実施してきたところである。CONPAS試験運用の結果、コンテナ搬出入手続において時間短縮効果などの有効性が確認されている。

システムの継続的な活用による信頼性や有効性の確認、システム活用効果の検証に必要な実測データの蓄積を目的に、平成30年度も継続して試験運用を実施する。試験運用を実施するためには、CONPASの保守・運用を行う必要があり、本業務の契約先は、以下の要件を満たす高い技術力を有している必要がある。

- ①CONPASを適切に保守するために必要な技術的知見を有していること。
- ②CONPASを円滑に運用するために必要な技術的知見を有していること。
- ③CONPASの試験運用場所であるコンテナターミナルにおける港湾物流に精通していること。

株式会社三井E&Sマシナリーは、平成29年度に発注した「ICTを活用したコンテナ輸送効率化実証業務」において、CONPASを設計・構築・保守・運用した者であり、CONPASを適切に保守、及び円滑に運用するために必要な技術的な知見を有しているとともに、コンテナターミナルにおける港湾物流に精通していることから、上記①～③の要件をすべて満たす者であり、本業務を円滑に、かつ適切に実施できる唯一の者であると判断される。

また、本業務の参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示の結果、参加意思確認書を提出する者がいなかった。

随意契約理由書

件名：横浜港における荷役システム高度化実証事業委託業務

本業務は、下記の理由により、三菱倉庫株式会社横浜支店と随意契約する。

記

本業務については、コンテナターミナルにおける R T G (Rubber Tyred Gantry Crane) の遠隔操作化において、有人での荷役作業と同等の安全性および作業性を確保するため、R T G を遠隔操作作用に改良し、試験的運用を行うものである。R T G とシャーシの接触防止等の安全性の向上及び作業環境の改善に資するデータ収集を行う必要があることから、本業務の委託先は、以下の要件を満たす者であることが必要不可欠である。

- ① コンテナターミナルの荷役に係るオペレーティングに関する技術的経験を有していること。
- ② コンテナターミナルにおける、R T G 遠隔操作化に関する技術開発および安全検証に関する技術的経験を有していること。
- ③ 横浜港内のコンテナターミナルの R T G を使用した遠隔操作化の実運用に関する検証が実施可能なこと。

三菱倉庫株式会社横浜支店は、横浜港においてターミナルオペレータとしてコンテナターミナルを運営しており、R T G 遠隔操作化を実施するにあたって必要不可欠となる既存コンテナターミナルの安全対策の実施を含め総合的なノウハウを備えている。更に当局が平成 28 年度、平成 29 年度に発注の「横浜港における荷役システム高度化実証事業委託業務」において、R T G 遠隔操作化のための詳細設計並びに動作検証、各種安全検証を含め、R T G 遠隔操作化に関する実績があり、高度な技術力を有していることから上記①～③の要件を満たす者であり、本業務を実施できる者であると判断される。

また、本業務の参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示の結果、参加意思確認書を提出する者がいなかった。

以上のことから、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、三菱倉庫株式会社横浜支店と随意契約するものである。

平成30年度

別紙4-7

随意契約理由書

件名：川崎港東扇島地区基幹的広域防災拠点緊急物資荷さばき等訓練業務

本業務は、下記の理由により川崎港運協会と随意契約する。

記

東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点（東扇島地区）（以下「防災拠点」という。）は、首都直下地震等の広域的な大規模災害が発生した際に、海上輸送を主とした緊急物資の輸送拠点として機能することになっている。

船舶により運送される貨物の荷役等は、港湾運送事業法（昭和26年5月29日法律第161号）の定めにより国土交通大臣の許可を受けた事業者しか行えないことになっている。

関東地方整備局では、川崎港における上記事業者95社から構成される団体である川崎港運協会と平成23年7月27日付で「災害時における荷役・運送等に関する協定」（以下「協定書」という。）を締結し、地震、津波、台風等の異常な自然現象による激甚な災害時に荷役・運送等について対応することとしている。

本業務は、緊急輸送活動の円滑な実施のために防災拠点における緊急物資の配置及び船舶、クレーン等を使用した緊急物資の積込、荷捌き地への搬出等の訓練を行うもので、緊急物資取扱能力及び作業における改善点、課題の洗い出し、更には防災拠点における円滑な緊急物資輸送活動を行う体制の確立を目的としている。

協定第2条において、災害時に当局から協力要請があったときは、川崎港運協会が応ずることとされており、災害時における荷役・運送等の作業は当局からの要請により同協会が行うこととなる。

また、協定第11条において、当局が行う防災訓練に対し、当局の要請に基づき協力を行うことが規定されている。これらのことから、同協会でなければ本業務の目的が達成できない。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、川崎港運協会と随意契約するものである。

随意契約理由書

件名：川崎港東扇島地区基幹的広域防災拠点応急復旧及び緊急物資海上輸送等訓練業務

本業務は、下記の理由により若築建設（株）東京支店と随意契約する。

記

東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点（東扇島地区）（以下「防災拠点」という。）は、首都直下地震等の広域的な大規模災害時が発生した際に、海上輸送を主とした緊急物資の輸送拠点として機能することになっている。

そのため、防災拠点を整備するとともに当該施設が被災した場合でも早期に応急復旧を行い、円滑な緊急物資輸送が行える体制を構築する必要がある。

関東地方整備局では、激甚な災害時の緊急的な応急対策に関し、必要となる資機材・技術者・労働力等を確保することによって、災害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とし、一般社団法人日本埋立浚渫協会関東支部（以下「埋浚協会関東支部」という）と平成28年3月23日付で「災害時の応急対策業務に関する協定書」（以下「協定書」という。）を締結し、対応することとしている。

本業務は、発災時の防災拠点内での応急復旧作業の一環として、作業員緊急参集、仮設橋の架設、液状化地盤の復旧、臨時駐機スポット設置や仕分け用テントの設置作業等の訓練を行うものであり、当該訓練において改善点、課題の洗い出し、さらには適切な応急復旧体制の確立を図ることを目的としている。

協定書第3条において、災害時に当局からの協力要請があった場合は、埋浚協会関東支部が応ずることとされており、協定書第8条においては、当局と埋浚協会関東支部は協力体制の充実・強化を図るために必要に応じて防災訓練を実施するものとしていることから、埋浚協会関東支部会員の参加が不可欠である。

また、協定書第6条第1項に基づき、埋浚協会関東支部が定めた平成30年度の川崎港港湾区域災害応急対策計画において、同協会の会員である若築建設（株）東京支店は防災拠点を含む浮島・東扇島地区（京浜運河側）の応急復旧の責任者となっている。これらのことから、同社でなければ本業務の目的が達成できない。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、若築建設（株）東京支店と随意契約するものである。

東京港湾事務所

随意契約理由書

件名：平成 30 年度東京港臨港道路南北線整備事業に係る委託契約

本工事は、下記の理由により、東京都と随意契約する。

記

南北線整備事業は、東京港中央防波堤地区の開発に伴う将来交通量需要の増大に対応し、中央防波堤側と有明側を結ぶ主動線となる臨港道路（南北線）により、円滑な物流を確保することを目的として平成 26 年度より整備を実施しているものである。

本工事は、臨港道路（南北線）のうち 10 号地その 2 地区の陸上トンネル整備区間において、過年度に移設した下水施設を臨港道路（南北線）整備進捗に伴い復旧するための実施設計、管渠布設を行うものである。臨港道路（南北線）工事予定地には、港湾施設の管理者である東京都において港湾管理条例に基づく占用許可のもと、水道管や下水管などの埋設物が設置されており、これら埋設物が工事の支障となり移設が必要であったことから、平成 27 年度に東京都に委託契約を行い、移設設計及び移設を実施している。

東京都は、移設設計及び移設の実施者であり埋設物の構造を熟知していること、さらに、下水施設復旧位置は補助事業で実施予定の側道直下になることから、本工事实施にあたって想定される側道事業との工程調整や工事調整などを最も効率的かつ効果的に実施することが出来る。

以上より、東京都が本工事を円滑かつ適切に実施できるものと判断されることから、「東京港臨港道路整備事業（南北線）及び京浜港国際コンテナ戦略港湾機能強化事業の施工に関する協定書」（平成 26 年 9 月 30 日付）に基づき、東京都に委託を行い、整備を行うこととする。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、東京都と随意契約するものである。

東京港湾事務所

随意契約理由書

件名：平成30年度東京港臨港道路南北線整備事業に係る委託契約（その2）

本工事は、下記の理由により、東京都と随意契約する。

記

南北線整備事業は、東京港中央防波堤地区の開発に伴う将来交通量需要の増大に対応し、中央防波堤側と有明側を結ぶ主動線となる臨港道路（南北線）により、円滑な物流を確保することを目的として平成26年度より整備を実施しているものである。

本工事は、臨港道路（南北線）の10号地その2地区及び中央防波堤地区の平面部の舗装工等を施工するものである。本工事範囲に隣接する区間では、東京都が補助事業で有明ふ頭連絡線及び中防内5号線の舗装工事を実施する計画であり、本工事は東京都が一連で施工する方が、効率的かつ確実な工程管理が可能になるとともに、舗装継ぎ目の減少、縦横断勾配や平坦性の一体的確保など、施工管理及び品質管理の面において望ましい。

また、有明ふ頭連絡線は近隣の物流事業者に対する大幅な交通規制を伴うため、実施にあたっては、同事業者の理解が必要であるため、東京都の補助事業と一連で舗装工事を実施し、交通規制期間の短縮を図るなど、近隣の物流事業者にかかる負担を軽減する必要がある。

以上より、東京都が本工事を円滑かつ適切に実施できるものと判断されることから、「東京港臨港道路整備事業（南北線）及び京浜港国際コンテナ戦略港湾機能強化事業の施行に関する協定書」（平成30年10月17日付）に基づき、東京都に委託を行い、整備を行うこととする。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、東京都と随意契約するものである。

随意契約理由書

件名：川崎港東扇島地区基幹的広域防災拠点臨時駐機スポット設置訓練業務

本業務は、下記の理由により若築建設（株）東京支店と随意契約する。

記

東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点（東扇島地区）（以下「防災拠点」という。）は、首都直下地震等の広域的な大規模災害時が発生した際に、海上輸送を主とした緊急物資の輸送拠点として機能することになっている。

そのため、防災拠点を整備するとともに当該施設が被災した場合でも早期に応急復旧を行い、円滑な緊急物資輸送が行える体制を構築する必要がある。

関東地方整備局では、激甚な災害時の緊急的な応急対策に関し、必要となる資機材・技術者・労働力等を確保することによって、災害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とし、一般社団法人日本埋立浚渫協会関東支部（以下「埋浚協会関東支部」という）と平成28年3月23日付で「災害時の応急対策業務に関する協定書」（以下「協定書」という。）を締結し、対応することとしている。

本業務は、発災時の防災拠点内での応急復旧作業の一環として、ヘリコプターの臨時駐機スポット設置作業等の訓練を行うものであり、当該訓練において改善点、課題の洗い出し、さらには適切な応急復旧体制の確立を図ることを目的としている。

協定書第3条において、災害時に当局からの協力要請があった場合は、埋浚協会関東支部が応ずることとされており、協定書第8条においては、当局と埋浚協会関東支部は協力体制の充実・強化を図るために必要に応じて防災訓練を実施するものとしていることから、埋浚協会関東支部会員の参加が不可欠である。

また、協定書第6条第1項に基づき、埋浚協会関東支部が定めた平成30年度の川崎港港湾区域災害応急対策計画において、同協会の会員である若築建設（株）東京支店は防災拠点を含む浮島・東扇島地区（京浜運河側）の応急復旧の責任者となっている。このことから、同社でなければ本業務の目的が達成できない。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、若築建設（株）東京支店と随意契約するものである。

随意契約理由書

件名：平成30年度乃至平成33年度川崎港臨港道路東扇島水江町線整備事業

本件は、下記の理由により首都高速道路株式会社と随意契約する。

首都圏で消費される食品・雑貨等の物流拠点である川崎港東扇島地区と内陸部を結ぶ幹線道路は、現在、川崎港海底トンネルのみとなっており、交通渋滞が物流の円滑化の支障となっている。

そのため、既存幹線道路に加えて新たに東扇島地区外貿コンテナ岸壁等施設と内陸部を結ぶ臨港道路を整備し、今後の京浜港における取扱貨物量の増加等にも対応可能な交通体系の強化や、事故・災害時等の緊急時にも対応可能な輸送網の確保を図ることで、川崎港東扇島地区の京浜港における物流拠点としての機能を更に向上させるため、川崎港臨港道路東扇島水江町線整備事業（以下、「本事業」という。）を進めているところである。

本事業の一部は首都高速湾岸線を横断する計画となっており、横断する区間の施工にあたっては、横断架設に関する技術的知見、施工時における通行規制に関する長期間に渡る事前調整など、首都高速湾岸線の所有者である首都高速道路株式会社との綿密な事業調整が必要となる。

このことから、当区間の施工をより効率的かつ経済的に遂行するため、平成23年8月2日付けで首都高速道路株式会社と当区間の調査設計及び施工に関する協定を結び、以後協定に基づいて当区間の実施設計業務を同社に委託しているところである。

本件は、東扇島アプローチ部の橋梁下部工事及び上部工事（製作）を実施するものであるが、上記により、本件においても協定に基づき首都高速道路株式会社に委託することが最善の方法である。

以上のことから、首都高速道路株式会社が本委託契約を適切に実施できる唯一の者として判断されるため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき首都高速道路株式会社と随意契約を行うものである。